

青森県報

第三千百五十六号

平成二十一年
十一月二日
(月曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定	同	一
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	同	二
右 同	同	二
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	同	二
右 同	同	二
生活保護法による介護機関の指定	同	三
右 同	同	三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出	同	三
右 同	同	三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出	同	四
右 同	同	四
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出	同	五
右 同	同	五
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	同	五
右 同	同	五
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	同	六
右 同	同	六
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	同	六
右 同	同	六
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	同	七
右 同	同	七

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……(県民生活文化課) ……七

告 示

示

青森県告示第六百九十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
くりたクリニク	弘前市大字大町一丁目一のニシヨッピン	平成二一年一〇月二〇日
シルバー病院	グブラザンティイニ階 八戸市大字河原木字八太郎山一〇の四四四	二一年一〇月二六日
フルダテ歯科	八戸市内丸三丁目九の九	二一年一〇月二四日
こどもクリニクおとも	五所川原市字下り枝八長内ビル二F	二一年一〇月三日
こがわまち調剤薬局	むつ市小川町二丁目四の一六	二一年一〇月一日
内科小児科小向クリニク	三戸郡南部町大字苔米地字町中二二	二一年一〇月一日
なんぶ中央薬局	三戸郡南部町大字沖田面字千刈四七	二一年一〇月六日
小川原湖クリニク	上北郡東北町旭南二丁目三三二二レイクハイツ四〇一号	二一年一〇月三日
かみきた薬局	上北郡東北町旭南二丁目三三二の九七五	二一年一〇月二日

青森県告示第六百九十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一

号の規定により告示する。

平成二十一年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
くりたクリニック	弘前市大字表町二の一 弘前駅ビルアブリーズ四階	平成三・五三
メデイカルコート八戸西病院	八戸市大字長苗代字中坪七七	三・八元
シルバークリニック	八戸市大字河原木字八太郎山一〇の四四 四	"
いしおかデンタルクリニック	八戸市大字三日町二四石岡商事ビル二F	三・八一
こどもクリニックおとも	五所川原市字鎌谷町一六三の一	三・九一
みんゆう調剤薬局西北店	五所川原市字鎌谷町一六三の三	三・八一
えびな歯科クリニック	三沢市東町四丁目四の七	"
なんぶ中央薬局	三戸郡南部町大字沖田面字千刈五一	三・九七
小川原湖クリニック	上北郡東北町上北北二丁目三四の四五	三・九一
かみきた薬局	上北郡東北町上北北二丁目三四の四五	"

青森県告示第六百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者
主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
名称	居宅介護事業所
所在地	居宅介護事業所
年月日	廃止

財団法人シルバーリハビリテーション協会

八戸市大字河原山一〇の四四四

訪問リハビリテーション

シルバー病

八戸市大字河原山一〇の四四四

平成三・八六

青森県告示第六百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名称	所在地	年月日
財団法人シルバーリハビリテーション協会	八戸市大字河原山一〇の四四四	訪問リハビリテーション	シルバー病	八戸市大字河原山一〇の四四四	平成三・八六
有限会社スマックスマ	五所川原市字下枝一三の六	介護予防訪問看護	中央訪問看護ステーション	五所川原市字下枝一三の六	三・八三

青森県告示第六百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	
社会福祉法人倫青会	八戸市青葉一丁目一四の二三	介護センターゆりの木園	八戸市青葉一丁目一四の二三	八戸市青葉一丁目一四の二三	平成三〇・〇三
有限会社マユミックス	五所川原市字下り枝一三の六	五所川原中央居宅介護センター	五所川原市字下り枝一三の六	五所川原市字下り枝一三の六	平成三〇・九三

青森県告示第六百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者		居宅介護事業所		休止年月日
	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	
医療法人泰人会	八戸市新井田西二丁目一の二五	新井田クリニクス訪問介護事業所	八戸市新井田西二丁目一の二五	八戸市新井田西二丁目一の二五	平成三〇・四・一

青森県告示第六百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	介護予防事業者		介護予防事業所		休止年月日
	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	
医療法人泰人会	八戸市新井田西二丁目一の二五	訪問介護センター	新井田クリニクス訪問介護事業所	八戸市新井田西二丁目一の二五	平成三〇・四・一

青森県告示第七百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	
三和工業株式会社	弘前市大字小沢六	サンワ訪問センター	弘前市大字小沢一〇五の二〇	弘前市大字小沢一〇五の二〇	平成三〇・〇一
合資会社パブリックケア	弘前市大字高崎一丁目七の六	ケパブリックケア	弘前市大字高崎一丁目七の六	弘前市大字高崎一丁目七の六	平成三〇・〇一
株式会社めぐみ	弘前市大字常盤二丁目四の五	指定訪問介護事業所めぐみの風	弘前市大字常盤二丁目四の五	弘前市大字常盤二丁目四の五	平成三〇・〇一
株式会社善世会	弘前市大字五代字従弟沢一〇三〇	福祉用具貸与	高館山福祉用具サービス	弘前市大字和田四の八	平成三〇・〇一

名	介護予防事業者
称	主たる事務所在地
類	介護予防事業の種類
名	介護予防事業所
称	所在地
所	年月日
在	指
地	定

平成二十一年十一月二日

青森県知事 三村 申 吾

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

青森県告示第七百一十号

社会福祉法人あすなろ	三戸郡階上町大字角柄折字柳下六の一五	小規模多機能型居宅介護事業所あすなろの里	三・二〇・一五	有限会社アホーム	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二六三	訪問介護	三・八・三	株式会社よつばケア	東津軽郡外ヶ浜町平館根岸小川二五八の二	認知症対応型共同生活介護	三・九・九	有限会社愛の郷	平川市唐竹母原七の一の二	訪問看護	三・二〇・一	財団法人バリアンシヨリ協会	八戸市大字河原八木八太郎山一〇の四四四	訪問介護	三・八・元	社会福祉法人つがる三和	弘前市大字三和字上恋塚一九	短期入所生活介護	三・八・元
社会福祉法人あすなろ	三戸郡階上町大字角柄折字柳下六の一五	小規模多機能型居宅介護事業所あすなろの里	三・二〇・一五	有限会社アホーム	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二六三	訪問介護	三・八・三	株式会社よつばケア	東津軽郡外ヶ浜町平館根岸小川二五八の二	認知症対応型共同生活介護	三・九・九	有限会社愛の郷	平川市唐竹母原七の一の二	訪問看護	三・二〇・一	財団法人バリアンシヨリ協会	八戸市大字河原八木八太郎山一〇の四四四	訪問介護	三・八・元	社会福祉法人つがる三和	弘前市大字三和字上恋塚一九	短期入所生活介護	三・八・元

社会福祉法人あすなろ	三戸郡階上町大字角柄折字柳下六の一五	小規模多機能型居宅介護事業所あすなろの里	三・二〇・一五	有限会社アホーム	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二六三	訪問介護	三・八・三	株式会社よつばケア	東津軽郡外ヶ浜町平館根岸小川二五八の二	認知症対応型共同生活介護	三・九・九	有限会社愛の郷	平川市唐竹母原七の一の二	訪問看護	三・二〇・一	財団法人バリアンシヨリ協会	八戸市大字河原八木八太郎山一〇の四四四	訪問介護	三・八・元	社会福祉法人つがる三和	弘前市大字三和字上恋塚一九	短期入所生活介護	三・八・元
三和工業株式会社	弘前市大字小沢六	訪問看護	三・二〇・一	合資会社パブリックケ	弘前市大字高崎一丁目七の六	訪問介護	三・六・一	株式会社善世会	弘前市大字五代〇の五〇〇三	福祉用具貸与	三・九・一	株式会社世会	弘前市大字三和字上恋塚一九	短期入所生活介護	三・八・元	株式会社パブリックケ	弘前市大字高崎一丁目七の六	訪問看護	三・六・一	株式会社善世会	弘前市大字五代〇の五〇〇三	福祉用具貸与	三・九・一

青森県告示第七百二一〇号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護支援事業者	名 称	居宅介護支援事業所	年 指 月 日 定
株式会社めぐみ	指定居宅介護支援事業所めぐみの森	弘前市大字常盤野字湯段三の二四五	弘前市大字常盤野字湯段三の二四五	平成 三・九一
合同会社住宅介護支援やか	合同会社住宅介護支援やか	八戸市大字妙字東八の一七	八戸市大字妙字東八の一七	〃
有限会社ユアホーム	居宅介護支援事業所イラツク	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二六三	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二六二	三・八三

青森県告示第七百二一〇号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	特定福祉用具販売事業者	名 称	特定福祉用具販売事業所	年 指 月 日 定
主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業者	所在地	特定福祉用具販売事業所	

青森県告示第七百四一〇号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	地域包括支援センター	名 称	介護予防支援事業所	年 指 月 日 定
合同会社住宅介護支援やか	合同会社住宅介護支援やか	八戸市大字妙字東八の一七	八戸市大字妙字東八の一七	平成 三・二一

青森県告示第七百五〇号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	特定介護予防福祉用具販売事業者	名 称	特定介護予防福祉用具販売事業所	年 指 月 日 定
株式会社善世会	特定介護予防福祉用具販売事業者	高館山福祉用具サービス	特定介護予防福祉用具販売事業所	
主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業者	所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所	

青森県告示第七百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
						名称	居宅介護事業者
株式会社 大与	株式会社 クシ	株式会社 クシ	株式会社 クシ	医療法人 仙知会	弘前市大字 高屋字本宮 四八〇の四	弘前市大字 高屋字本宮 四八〇の四	名称 主たる事務 所在地
訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	居宅介護 事業の種類
ヘルパー センター ドンケツ ア	ケアサポ センター 番	ヘルパー センター ドンケツ ア	ヘルパー センター ドンケツ ア	訪問看護 センター み	訪問看護 センター み	訪問看護 センター み	名称 所在地
弘前市大字 高杉字五反 田一七四の 三	所在地						
二・一〇・一	二・九・三	二・一〇・一	二・九・三	平成 二・一〇・一	平成 二・一〇・一	平成 二・一〇・一	年 月 日 更

青森県告示第七百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
						名称	介護予防事業者
株式会社 大与	株式会社 クシ	株式会社 クシ	株式会社 クシ	医療法人 仙知会	弘前市大字 高屋字本宮 四八〇の四	弘前市大字 高屋字本宮 四八〇の四	名称 主たる事務 所在地
介護予防 訪問介護	介護予防 訪問介護	介護予防 訪問介護	介護予防 訪問介護	介護予防 訪問看護	介護予防 訪問看護	介護予防 訪問看護	介護予防 事業の種類
ヘルパー センター ドンケツ ア	ケアサポ センター 番	ヘルパー センター ドンケツ ア	ヘルパー センター ドンケツ ア	訪問看護 センター み	訪問看護 センター み	訪問看護 センター み	名称 所在地
弘前市大字 高杉字五反 田一七四の 三	所在地						
二・一〇・一	二・九・三	二・一〇・一	二・九・三	平成 二・一〇・一	平成 二・一〇・一	平成 二・一〇・一	年 月 日 更

青森県告示第七百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	主たる事務所の所在地
株式会社 エルブエウ グループ株	エルブエウ バンド グループ株	弘前市大字 城北二丁目六 の三	弘前市大字 田三丁目六 の七
		弘前市大字 城北二丁目六 の三	弘前市大字 田三丁目六 の七
		平成一 ・二	平成一 ・二

青森県告示第七百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
澤田 彰朗	北津軽郡鶴田町 大字鶴田字相原 三三七の五	在宅訪問マッサ ージこもれび	五所川原市字鎌谷 町一八の二	三・五・二
村田 憲昭	五所川原市字旭 町六九の六	村田接骨院	五所川原市字旭町 六九の六	平成 三・四・一

公

告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十一年十月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人MAMMA
- 三 代表者の氏名
北村 和子
- 四 主たる事務所の所在地
青森市佃二丁目一七の四五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域社会において支援を必要としている方々に対し、福祉の増進と雇用の拡充を図るための事業を行い、広く公益に寄与することを目的とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭